

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会規約の一部改正について

岩国市地域公共交通活性化協議会の委員の追加について

岩国市地域公共交通計画に基づく事業の1つである国の幹線補助系統の「広益線（清流ライン高津川号）」は、石見交通株式会社が運行事業者となって運行しています。

また、国の地域内フィーダー補助系統の「過疎地域乗合バス」は、第一交通株式会社が運行事業者となって運行しています。（別紙「補助路線図」参照）

こうした交通計画に定める事業を実施する運行事業者は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第2項第2号の規定により、当協議会の必須委員となりますので、この度、協議会委員に以下2名を追加するものです。

1. 石見交通株式会社 常務取締役 渡辺 健一
2. 第一交通株式会社 所長 井本 恒博

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

（協議会）

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

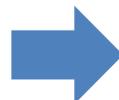
- 一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
- 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 三 関係する公安委員会
- 四 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会委員の追加について

別表（第5条関係）

改正前

条項	委員
法第6条第2項第1号	岩国市副市長
法第6条第2項第2号	いわくにバス株式会社
	防長交通株式会社
	錦川鉄道株式会社
	西日本旅客鉄道株式会社
	一般社団法人山口県タクシー協会
	岩国柱島海運株式会社
	国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所
	山口県岩国土木建築事務所
法第6条第2項第3号	岩国市自治会連合会
	由宇地区自治会連合会
	玖珂地域自治会連合会
	本郷町自治会連合会
	周東町自治会連合会
	錦町自治会連合会
	美川自治会連合会
	美和地域自治会連合会
	国土交通省中国運輸局山口運輸支局
	山口県岩国警察署
オブザーバー	国土交通省中国運輸局鉄道部計画課
	山口県観光スポーツ文化部交通政策課
	岩国市都市開発部都市計画課
	岩国市建設部道路課
	学識経験者



改正後

条項	委員
法第6条第2項第1号	岩国市副市長
法第6条第2項第2号	いわくにバス株式会社
	防長交通株式会社
	錦川鉄道株式会社
	西日本旅客鉄道株式会社
	一般社団法人山口県タクシー協会
	岩国柱島海運株式会社
	国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所
	山口県岩国土木建築事務所
法第6条第2項第3号	石見交通株式会社
	第一交通株式会社
法第6条第2項第4号	山口県岩国警察署
	岩国市自治会連合会
	由宇地区自治会連合会
	玖珂地域自治会連合会
	本郷町自治会連合会
	周東町自治会連合会
	錦町自治会連合会
	美川自治会連合会
	美和地域自治会連合会
	国土交通省中国運輸局山口運輸支局
オブザーバー	国土交通省中国運輸局鉄道部計画課
	山口県観光スポーツ文化部交通政策課
	岩国市都市開発部都市計画課
	岩国市建設部道路課
	学識経験者

補助路線図

(岩国市内を運行する国庫補助路線)

